

山背国愛宕郡計帳について

はじめに

竹内理三氏（当時九州大学教授）を代表者とする「戸籍計帳の基礎的研究」の研究グループが発足し、正倉院の原本について調査を行なつたのは、去る昭和三十三年から三十五年までであつた。調査結果についてはその都度「正倉院戸籍調査概報」として『史学雑誌』（六九一・二・三）上に発表されていったが、実はまだ未発表分が残っているのである。どういう事情で一部が未発表のままになつたのか、私の記憶も定かではないが、ともあれ小稿はこの未発表分の一断片である。十年以上も眠つていた旧稿を今さらの如くとり出して貴重な紙面を割いていただくのも如何かと思われるが、原本調査によつて得た知見を公表して学界に提供することは、調査グループに加わつた一員としては是非しておきたいことなので、敢て発表させていただくことにした。旧稿に手を加えながら、調査の不完全であったことに気付く場合が少なくないが、今はもう一度原本にあたることもできないので致し方ない。

一 外観

本計帳は、『大日本古文書』（一一五〇五頁～五四九頁）に「国郡未詳計帳」として収められたものである。正倉院原本としては、続修第十卷（三断）・続修第十一卷（一断）・続修第十二卷（二断）・続々修第廿八帙第八卷（紙背一断）・続々修第卅五帙第五卷紙背（二断）の九断簡が現存し、且下原

本の所在不明の小杉本雜一（二断）を加え、合計十一断簡から成つている。

『大日本古文書』はこれを左の如く配列する。

〔断簡〕〔正倉院原本所〕〔『大日本古文書』（所収頁）〕〔『『寧樂遺文』所収頁数』〕

〔A〕	続修一〇〇	五〇五頁～五一一頁	(167—169)
〔B〕	続修一〇〇	五一一	(169)
〔C〕	続修一〇〇	五一一～五一九	(169—173)
〔D〕	続修一二〇	五一九～五二四	(173—175)
〔E〕	続修一	五二四～五三八	(175—182)
〔F〕	続修一二〇	五三八～五四一	(183—184)
〔G〕	続々修三五ノ五〇	五四一～五四二	(184—185)
〔H〕	続々修三五ノ五〇	五四二～五四三	(185—186)
〔I〕	続々修二八ノ八	五四三～五四四	(183—184)
〔J〕	小杉一	五四四～五四六	(182—183)
〔K〕	小杉一	五四六～五四九	(185—186)

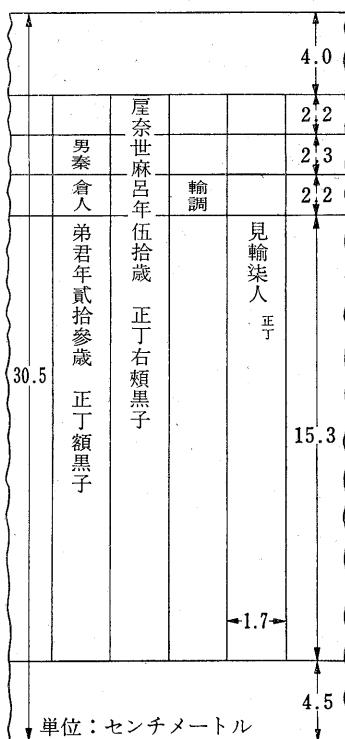
案文に「姓氏ニ拠リテ推スニ、恐クハ山城國ノ計帳ナラン」とあり、国印はない。その後石母田正氏は『大日本古文書』一一五四一頁（以下頁数究一八一六、）。『寧樂遺文』（上、一六七頁）もこれによつて断簡配列を正し、

更に I の次に F が並べられた。かくて D—E—J の三断簡および I—F 二断簡の接続関係が明かとなり、本計帳は八つの部分にまとめられることがとなつた。

以上、八つの部分は、紙縫の註記の如き直接的明証をかくけれども、紙質・界線のスケール及び引き方、筆蹟等、外形的にあらゆる点からみて、共通性の存在することをみとめ得る。

界線のスケールの一例を示せば左図の通りである（続修一、第四

紙）。



本計帳全体を通じて、完全な一紙の大きさは、タテ約三〇・五粢、ヨコ約五七・五粢。紙縫のノリシロは幅約〇・三粢、右側の紙を上にして貼りつぐ。完全一紙の含む行数は、三三ないし三四行、タテ界線の間隔は一・六ないし一・八五粢。ヨコ界線の間隔は上から第一・第二の間が二・〇ないし二・四粢、第二・第三の間が二・一ないし二・五粢、第三・第四の間が一四・七ないし一五・三粢、第一・第五の間は二一・五ないし二二・一粢。

紙葉を貼りついだのち、紙縫附近に刀子で五ヶ所のクサビ状のアタリを入れ、之にあわせて横界線を引く。タテ界線はヨコ界線の第一線を基準として引かれるが、下端はヨコ第五線に揃わざ、長短の差が見出され

るものが多い。界線は薄墨を用いた細線。タテ界は紙の左右に余白を残さぬよう両端と一致させ、紙縫には界線を引かず、紙端がそれにかわるのを通例とするが、続修十一の第二紙（五一九頁五行目と六行目の間。即ち「輸調」と「戸主麗麻呂」の間）の末端には異例の幅の狭い一界（一、二）を残し、結局この行には文字が記入されないまま空界となつている。

なお、本計帳が成立してからち、紙の上、下端が様々な仕方で切り取られたところが見出される。上方欄外にある異筆記入には文字の下端のみを留める例（たとえば、「一断簡第五行目の上に「三」の下端」）があり、また紙背文書が切れている例（紙背）もあって、これら紙端の切断が紙背文書の書写以後に行なわれた場合のあつたことを考えさせる。

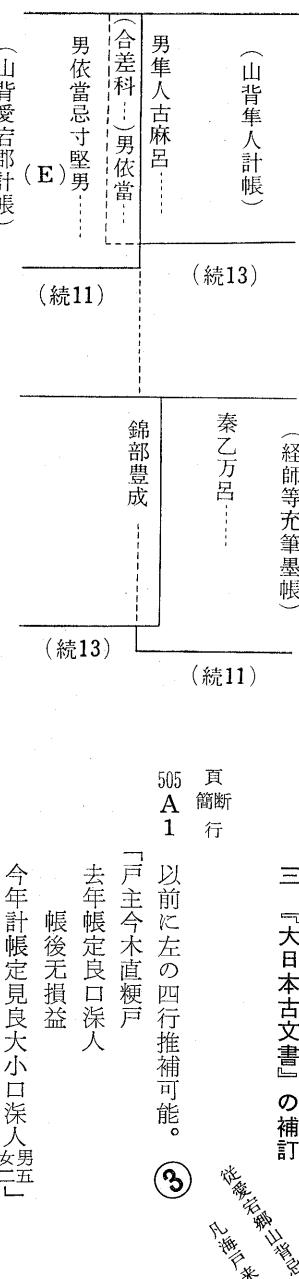
二 接続関係の確認

① D—E 『大日本古文書』の行なつた D（¹²）・ E（¹¹統）の配列は原本の調査によつてその正しいことが一層はつきりした。

D 第二紙は三一行を存し、第三一行の「輸調」（¹²行目）の二字は右半を残して刃物で真直ぐに切断されている。E 第一紙は三四行を存し、第一行「男依當忌寸豊國：黒子」（¹²行目）の右端は直線ではなく不規則に刃物で切断されている。本計帳の現存部分の一紙の紙幅及び行数からみて、D 第二紙は約五・六粢（¹²行）・ E 第一紙は〇・三ないし一粢（¹¹統）を失つていると考えられる。記載内容を検討すると、戸主依當忌寸大神戸は歴名部分に戸主大神、妻（妻）・母（老）の計三人分が欠損していることが推定できるから、D の左端に推測される紙幅三行分の紙幅の欠失と完全に一致する。

② E 第一紙右端裏に残るうつり文字 E 第一紙右端の裏面に顯著な糊のあとが残り、糊上に「合差科戸隼人薬年式拾陸正丁脣黒子」の一行がうつり文字として認められる。この一行の文字は、続修一、山背（隼人）

にせよ、細書の利用に際して、本計帳と山背（隼人）計帳とか手近方にあつたこと、恐らく山背國関係の公文が一括して写經所に放出されたこと、また続修一一・一二・一三等が成巻される際にこの喰いちがい部分が分離されたであろうこと、などが推測される。



（E—J（続修一一小杉本雜一） 石母田氏の指摘されたこの接続關係は内容的に疑問の余地がない。ただ小杉本の原本に接することができないために、これを外觀上確認することはできない。ちなみにEの第六紙は一七行を残し、第十七行の左端が刃物でやや曲線状に切斷されており、糊などの痕跡をとどめていない。紙背の経師等充筆墨帳も記載の中で切られているので、E・Jは紙背利用の際は一連の状態にあつたと考えられ、切斷されたのは続修成巻の際ではないかと推測される。

（I—F（続々修二八・続修12）） 両断簡を通じて、筆蹟・字配りなどの共通性を認め得るばかりでなく、第一行目の残劃を判続した結果（後述）、現存部分との対応關係も適合的である。したがつてI—Fの接続關係は原本調査によつて一層確實性が強まつたといえよう。I・F間の欠損行数は、小女分一行（確認）、正丁分二行・老女分一行、計四行である蓋然性が大きいが、なお不課口男が存在するとそれだけ増加することになる。

(3)

The University of Tokyo

519	519	518	518
D	C	C	C
1	1	11	6
左端に原縫あと。	右方に左の九行を推補可能。	天平四年九月廿日死 <small>（余傳）</small> →「死」一字なし。	男参人小子一奴△→男参人小子一奴二。
「戸主川造安麻呂	帳後新附壹人緑女	今年計帳定見良大小口拾捌人 <small>男五女十三</small>	和銅元年逃越前国→和銅元年逃越前国
去年帳定良口拾深人	不課口拾參人	女拾參人 <small>丁女四 蓄女二 少女二 老女三</small>	和銅元年逃越前国→和銅元年逃越前国
帳後新附壹人緑女	見輸參人正丁	見不輸式人少丁	和銅元年逃越前国→和銅元年逃越前国
額疣△→「黒子」二字すりけしの上に書く。	額疣△→「黒子」二字間右傍に細字にて書く。	孫女川△→「孫」・「川」二字間右傍に細字にて書く。	姑△→つくり「至」をすりけしの上に「古」と
比佐祢△→「比」・「祢」二字間右傍に細字にて書く。	比佐祢△→「比」・「祢」二字すりけしの上に書く。	孫女川△→「孫」・「川」二字すりけしの上に書く。	姪△→「姪」一字すりけしの上に書いたか？
疣△→「黒子」二字すりけしの上に書く。	疣△→「黒子」二字すりけしの上に書く。	疣△→「黒子」二字すりけしの上に書く。	甥→「姪」一字の上になぞりあらため。
戸主→「戸主」の上一々二種欄外に「」	戸主→「戸主」の上一々二種欄外に「」	戸主→「戸主」の上一々二種欄外に「」	和銅元年逃越前国→和銅元年逃越前国
原縫。	原縫。	原縫。	和銅元年逃越前国→和銅元年逃越前国

527 E 13	527 E 12	526 E 10	526 E 11.12間	526 E 11	524 E 12.13	524 E 3	524 D・E間	523 D 8	523 D 8	523 D 7	523 D 7	523 D 3	522 D 8	522 D 7	522 D 8	522 D 3	522 D 8	522 D 3	522 D 3
戸主	戸主	死	死	E右端裏に「合差科戸隼人某年式拾歳正丁脣黒子」一行の文字 附着。 統修十三C末行の文字と一致。 ノリシロも一致する。	孫女	孫女	女廿	十六	男十六	破除	養老七年逃	拾捌歳	車酒壳	車酒壳	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生
臣族	臣族	死	死	別項	孫女	孫女	廿	十六	十六	十一	七年逃	拾捌歳	車酒壳	車酒壳	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生
拾捌歳	拾捌歳	死	死	死	死	死	廿	十六	十六	十一	七年逃	拾捌歳	車酒壳	車酒壳	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生
原縫	原縫	死	死	死	死	死	廿	十六	十六	十一	七年逃	拾捌歳	車酒壳	車酒壳	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生	緑子生

527 E 13
528 E 4
1~4

左手 → 「右」の上からなぞりあらため。
下方に紙背関係の記載、天地反対に書入れあり。左の如し。

「黄墨筆

「難筆」 「山下墨」

「田上筆」 「陽筆」 「次田筆」

越前国香我郡 → 香我郡

528 E 8

戸主 → 「戸主」上方一ノ二種欄外に「了」(異筆)書入あり。
良賤口 → 「良」・「口」二字間右傍に細字にて後補。

528 E 9

良賤大小口 → 「良」・「大」二字間右傍に細字にて後補。

528 E 10

武拾 → 「伍人」二字すりけしの上に書く。

528 E 11

「男八位」以下割註一六字 → 後筆ならん。
女拾玖人 → 下方に「了」(朱書)少女一 瘢女一 小女四 緑女一 婦三

あとあり。

529 E 12

原縫。
紙上端より「十九年八月請墨六廷筆二箇」(朱書)一行書入あり。

529 E 13

紙背関係。
右上頬黒子右大舍人 → 右上頬黒子
式拾玖 → 始めに「式玖」と書き次に字間に小さく「拾」を書

入れ「式拾玖」とし、更に「拾玖」(字)をすりけして「拾玖」

(字)を書入れたか。

529 E 14

武拾式歳 → 「拾」・「歳」二字間右傍に細字にて後補。
死 → 「死」(異筆)上にかさねて「死」(又異筆)と書く。

531 E 15

死(朱書) → 「死」(筆)上にかさねて「死」(又異筆)と書く。
死 → 「死」と同じ。

天平五年五月卅日死 → 本文と異筆。
同筆。天平五年六月三日死 → 本文と異筆。531 E 1 「天平五年」と

531 E 3

531 E 4

531 E 5

531 E 6

531 E 7

531 E 8

531 E 9

531 E 10

531 E 11

531 E 12

531 E 13

531 E 14

531 E 15

531 E 16

531 E 17

531 E 18

531 E 19

531 E 20

531 E 21

531 E 22

531 E 23

531 E 24

531 E 25

531 E 26

531 E 27

531 E 28

531 E 29

531 E 30

531 E 31

531 E 32

531 E 33

531 E 34

531 E 35

531 E 36

531 E 37

531 E 38

531 E 39

531 E 40

531 E 41

531 E 42

531 E 43

531 E 44

531 E 45

531 E 46

531 E 47

531 E 48

531 E 49

531 E 50

531 E 51

531 E 52

531 E 53

531 E 54

531 E 55

531 E 56

531 E 57

531 E 58

531 E 59

531 E 60

531 E 61

531 E 62

531 E 63

531 E 64

531 E 65

531 E 66

531 E 67

531 E 68

531 E 69

531 E 70

531 E 71

531 E 72

531 E 73

531 E 74

531 E 75

531 E 76

531 E 77

531 E 78

531 E 79

531 E 80

531 E 81

531 E 82

531 E 83

531 E 84

531 E 85

531 E 86

531 E 87

531 E 88

531 E 89

531 E 90

531 E 91

531 E 92

531 E 93

531 E 94

531 E 95

531 E 96

531 E 97

531 E 98

531 E 99

531 E 100

531 E 101

531 E 102

531 E 103

531 E 104

531 E 105

531 E 106

531 E 107

531 E 108

531 E 109

531 E 110

531 E 111

531 E 112

531 E 113

531 E 114

531 E 115

531 E 116

531 E 117

531 E 118

531 E 119

531 E 120

531 E 121

531 E 122

531 E 123

531 E 124

531 E 125

531 E 126

531 E 127

531 E 128

531 E 129

531 E 130

531 E 131

531 E 132

531 E 133

531 E 134

531 E 135

531 E 136

531 E 137

531 E 138

531 E 139

531 E 140

531 E 141

531 E 142

531 E 143

531 E 144

531 E 145

531 E 146

531 E 147

531 E 148

531 E 149

531 E 150

531 E 151

531 E 152

531 E 153

531 E 154

531 E 155

531 E 156

531 E 157

531 E 158

531 E 159

531 E 160

531 E 161

531 E 162

531 E 163

531 E 164

531 E 165

531 E 166

531 E 167

531 E 168

531 E 169

531 E 170

531 E 171

531 E 172

531 E 173

531 E 174

531 E 175

531 E 176

531 E 177

531 E 178

531 E 179

531 E 180

531 E 181

531 E 182

531 E 183

531 E 184

531 E 185

531 E 186

531 E 187

531 E 188

531 E 189

531 E 190

531 E 191

531 E 192

531 E 193

531 E 194

531 E 195

531 E 196

531 E 197

531 E 198

531 E 199

531 E 200

531 E 201

531 E 202

531 E 203

531 E 204

531 E 205

531 E 206

531 E 207

531 E 208

531 E 209

531 E 210

531 E 211

531 E 212

531 E 213

531 E 214

531 E 215

531 E 216

531 E 217

531 E 218

531 E 219

531 E 220

531 E 221

531 E 222

531 E 223

531 E 224

531 E 225

531 E 226

531 E 227

531 E 228

531 E 229

531 E 230

531 E 231

531 E 232

531 E 233

531 E 234

531 E 235

531 E 236

531 E 237

531 E 238

531 E 239

531 E 240

531 E 241

531 E 242

531 E 243

531 E 244

531 E 245

531 E 246

531 E 247

531 E 248

531 E 249

531 E 250

531 E 251

531 E 252

531 E 253

531 E 254

531 E 255

531 E 256

531 E 257

531 E 258

531 E 259

531 E 260

531 E 261

531 E 262

531 E 263

531 E 264

</div

原縫。△息刀 → 「虫」すりけしの上に書く。
△計帳 → 言偏、すりけしの上に書く。
行の右側、原縫個所に当る。

△了 → 了(朱書) (異筆)

△近江国高嶋郡薬園 → 近江国高嶋
郡薬園

△左目 → 二字、すりけし・すみいれ。
△左下方 → 「男安万呂年一」(草体) 一行書込あり。
△女出雲 → 女出雲

△生國 → 二字間すりけしのあとあり。

△五十嵐 → 「十」・「歳」二字間右傍に細字にて後補。

△拾武人 → 「参」をすりけした上に書く。

△下方に紙背文書関係の書込みあり。左の如し。

「一用冊」二校 首万呂 乙万呂 四冊七二校乙万呂
二冊二 二校 金万呂 五冊六二校 乙万呂
三冊 二校 首万呂 六冊一 二校 首万呂
七冊 二校 今万呂 八冊一 二校 首万呂
九冊七 二校 乙万呂 金万呂 十冊 二校乙万呂
二校公呂

△戸主 → 「戸主」上方三四種欄外に「未□」(異筆)二字書入
あり。後その上に太く(又異筆)を書入。

540 F 5 下方 → 「同度者」(天字か)三字書入。

540 F 6 男秦妹麻呂 → 妹にすみ入れ。

540 F 12 伍歳△殘疾 → 「伍」・「残」二字間右傍に細字にて後補。

540 F 13 伍歳△殘疾 → 「伍」・「残」二字間右傍に細字にて後補。

541 F 1 間 原縫。

記す。左の如し。

二行、第一行最初の「女」を除き筆勢異なる。或は異筆か。

奴稻敷・來附 → この一行、前行下端に沿い、異筆・細字にて

541 G 1 女秦 → 上方に「九月」(後筆)なる落書あり。

541 G 8 女(女脱タ)丁四 → 女丁四

奴稻敷年廿八左脣黒子

542 G 4 「戸主」 → 上方一と二縦欄外に「」(異筆)書入あり。

542 H 1 右隣りに「男參人」一行をみとめ得る。なおこの右に左記の集計記載五行を意補可能。

「戸主秦人真君戸

「戸主」 → 上方三縦欄外に「」(異筆)書入あり。

「」の残劃ならん。

今年計帳定見

不課口捌人

帳後

戸主 → 上方三縦欄外に「」(異筆)の書入をみとめる。

戸秦人 → 一字提高

戸主 → 上方三縦欄外に「」(異筆)の書入をみとめる。

女拾人老女 → 少女 → 女拾人丁女 → 老女 → 少女 → 小女

543 I 5 上方欄外に「了」(紙端・了の)あり。「承継」二字第一界線の上にはみ出す。

544 I 4 左隣りに「妹壬生」一壳年_{〔合參歲カ〕}小女一行の存在をみとめ得る。
J 5 鼻黒子→鼻於黒子(史料編纂所々藏小)
(杉本謄写乾甘二葉)

四 一・二の問題点

①不課部分内訳記載の諸形式

周知の如く、計帳は大別して I 「戸主某戸」とある戸主名記載、II 戸口の課・不課等を統計的に記した内訳記載、III 戸の調・庸等を註した調庸記載、IV 歴名記載、V 戸内の異動の事情等を註した別項記載の五つの部分から成っている。ここでは断簡の接続関係を考えるために多少とも参考になると思われる II 内訳記載のうち、便宜不課口註記の諸形式をとりあげて、本計帳を考えてみたい。諸計帳の内訳記載中の不課口記載の諸類型を列挙してみると大要次の六種類に分類することができる。

(1) 今年計帳定見良賤大小口 n 人男 n 女 n 婦 n

不課口 _旧新 n

男 n 人 I n
女 n 人 I n

(2) 今年計帳定見良(賤)大小口 n 人男 n

不課口 n 人

男 n 人 I n
女 n 人 I n

(3) 今年計帳定見良(賤)大小口 n 人男 n 女 n

不課口 n 人男 n
女 n 人 I n

(4) 今年計帳定見良(賤)大小口 n 人男 n 女 n

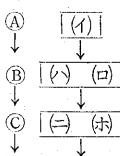
(5) 今年計帳定見良(賤)大小口 n 人
男 n 人 I n
女 n 人 I n
不課口 n 人

不課口 n 人

男 n 人 I n
女 n 人 I n

(n は数字、I は内訳)

以上のうち(1)は最も整った形。(2)はそれから二行目の旧・新の註記がなくなつた形。(3)は(2)の変形で内容的には略々同じもの。(4)はそれからさらに第一行の下の男女内訳註記がなくなつた形。(5)は第一行目の内訳註記はあるが第四行目の内訳註記がなくなつた形。(6)は第一行目の内訳註記と第四行目の内訳註記が共になくなつた形である。之を要するに(1)から(5)に進むにしたがって註記の一部が省略され記述が簡略化していることが知られよう。記述の手をはぶくために整つたものが簡単になつて行く経過がみられると思うのである。その順序を図式化してみれば左の如くなるであろう。



さて(1)型は雲上里・雲下里計帳に専らあらわれれる形式であり、(2)・(3)型は本計帳に特有の形式、(4)型は右京計帳に専らあらわれ、(5)型は本計帳および山背国(隼人)計帳にあらわれ、(6)型は本計帳のか越前国江沼郡計帳および右京計帳に例がみられる。以上の如く本計帳はそのなかに(1)・(2)・(3)・(4)の四形式を含み、上表(4)を除く(5)と(6)すべての段階があらわれるという意味で極めて不統一であると同時に多彩だということができる。

本計帳の内訳記載中不課口記載が明記されたものは合計一八例、ほかに不課口記載の形式を推定し得るもの一例を加え、一九例が考察の対象となる。これを表示すれば左の通りである。

		(B)	(C)	(D)
D	(?) 川造安麻呂	(B) 型	(B) 型	(B) 型
	(回) 川造石弓	(B) 型	(B) 型	(B) 型
	(手) 依当忌寸大神	(B) 型	(B) 型	(B) 型
	(手) 出雲臣族智縁	五例	六例	七例
	(回) 葛野大連彌麻呂 → (手)	○白髮部道族安倍 ○秦倉人奈世麻呂 ○粟田忌寸文師	○錦部直御麻呂 ○秦倉人奈世麻呂 ○布世君族市麻呂	○錦部直御麻呂 ○秦倉人奈世麻呂 ○秦足嶋
	(手) 秦倉人奈世麻呂	(五二四頁)	(五三一頁)	(五三二頁)
E	(手) 秦倉人安麻呂	(五二五頁)	(五三二頁)	(五三三頁)
	(手) 布世君族市麻呂	(五二六頁)	(五三三頁)	(五三四頁)
	(手) 秦足嶋	(五二七頁)	(五三四頁)	(五三五頁)
J	(手) 犬養五百枝	(五二八頁)	(五三五頁)	(五三六頁)

れたD—E—J断簡について不課口註記に如くである。そこに、(口)→(木)→(ノ)→(木)として、(口)→(木)→(ノ)の順は、上表(B)として、(口)→(木)→(ノ)の三段階に対応し、書きつがれることとしたがって記述の一部が省略される簡略化されていったことがうかがえるのである。特に注目すべきは(口)から(木)への転換点を示す葛野大連脛麻呂戸の不課口記載の成立過程である(五二一九頁)。

上述、『大日本古文書』補訂のところで記した如く、この戸の不課口式拾致

は
な
い

づく秦倉人奈世麻呂の戸はこの処置に引きずられて(イ)型記載形式となり、その次の秦倉人安麻呂戸はさらに省略された(ヘ)型に転じてE断簡を終わり、J断簡にいたって(ホ)形式に立ちもどったのである。以上の如く少なくもD—I—Eの接続関係は不課口記載形式の面からみても無理なく理解することができ、接続関係の推定に関して一つの傍証を提供するものと考えられる。I—I—Fの関係も同じく(ロ)→(ロ)の連続がみとめられ、矛盾はない。

以上のようなことを前提とし、とりわけE断簡における記載様式の推移から考えられるところを推しすすめて行くと、(ロ)・(ハ)型は(ホ)型よりも、(ホ)型は(ヘ)型よりも前に位置した蓋然性があるということになりはないか。本計帳の断簡配列ないし断簡のグルーピングを考える場合何かの参考になると思う。次項で考察する勾の位置などをも勘案してさしあたり本計帳の配列順位を推定してみれば、H—I—I—F—A(B)—C—K—D—I—E—I—J—Gという一案が浮かぶ。もとよりこの順位も上記の原則と矛盾するところがあつて、満足すべきものではないが。

(口)記載の重層関係

本計帳には日付の記入された箇所が合計三一ある。これを通覧するため乍成したのが第I表である。

女拾玖人丁女九
少女一癩女一
小女四婢三
綠女一

この表を一覽すれば明かな如く、本文と同時に一筆で書かれた日付の下限は天平四年六月二日（第1表）で、本文と同筆であるけれども追筆と

〔第I表〕記入日付一覧表

番号	日付	『大日本古文書』所収箇所
1	和銅元年(月日ナシ)	P.521 P.522 P.522 ℓ.12 ℓ.1 ℓ.11
2	和銅2年(月日ナシ)	P.541 P.543 ℓ.6 ℓ.5
3	和銅3年(月日ナシ)	P.535 P.543 ℓ.12 ℓ.4
4	和銅4年(月日ナシ)	P.528 ℓ.8
5	和銅5年(月日ナシ)	P.509 P.514 P.517 P.538 P.539 P.541 P.542 ℓ.7 ℓ.6 ℓ.10 ℓ.6 ℓ.3 ℓ.3 ℓ.12
6	和銅6年(月日ナシ)	P.506 ℓ.6
7	養老7年(月日ナシ)	P.522 P.523 ℓ.10 ℓ.3
8	天平3年10月10日	P.530 ℓ.8
▲	天平4年正月17日	P.526 ℓ.11
10	天平4年5月10日	P.534 P.534 ℓ.2 ℓ.3
11	天平4年5月20日	P.539 ℓ.6
12	天平4年6月2日	P.537 ℓ.7
▲	天平4年7月9日	P.515 P.516 ℓ.11 ℓ.7
◎	天平4年9月20日	P.518 ℓ.11
⑯	(天平)5年5月10日	P.516 ℓ.1
⑯	天平5年5月30日	P.531 ℓ.1
⑰	天平5年6月3日	P.531 ℓ.3
⑱	天平5年6月5日	P.531 ℓ.13

△：本文と同筆と思われるが、墨色を異にし追筆とみとめられるもの。

◎：朱書、異筆。

○：異筆。

みとめられるものの下限は天平四年七月九日である。同じく追筆と考えられる天平四年正月十七日の部分と、この七月九日の追筆部分とを比較してみると、筆者は同一（同筆）とみとめられるが、筆意・墨色は明かな相違を示し、同一人異時追筆と考えるほかない。恐らく本計帳が一応書きあげられたのち、それぞの必要に応じて書き込まれて行つたものであろう。上節に細かく註記した如く、本計帳にはいたるところに後補文字が記入されているが、そのいれをとっても、或る一定の時点に一気に追筆文字が加えられて行つたとみるべき痕跡はない。

本計帳も各戸から差出された手実にもとづいて山背国衙で作成されたであろうが、以上の事実は、本計帳が第一次的に書き上げられたのは、天平四年六月二日以後まもなくのことであつたこと、その後、少なくとも七月九日までは同一人物によつて追補の筆が加えられていたことを確認させる。内容的にみて、本計帳の内訳部分と歴名部分とが対応関係を示すのは天平四年度であるのに着目し、本計帳が天平四年のものであることを明かにされた鎌田元一氏の見解（『計帳制度試論』『史』五十五五所収）は、以上の如き筆蹟觀察の結果とも一致し、支持すべき考へである。即ちこの計帳は

第一次的に天平四年山背国愛宕郡計帳として、山背国衙において作成されたのである。恐らくは戸令造計帳条の定めにしたがって、天平四年六月卅日以前に一応完成し、七月に入つてからも一部補訂の筆が加えられたとみてよいであろう。

異筆を以て、第二次的に書き込まれた文字は、少なくも三ないし四種類の筆蹟に分類することができる。

第一類 ①「死（本文）天平五年五月卅日死」_{（五三一頁）}、②「死（本文）天平五年六月三日死」_{（五三一頁）}、③「死（本文）天平五年六月五日死」_{（五三一頁）}の三箇所である。この筆蹟には本文のそれと共通性のある趣がみとめられるので、或は本文筆者と同一人の追筆かも知れないが、それでも墨色・筆勢が著しくちがっているので、一見して後から書込まれたものと認めることができる。この一連の筆蹟にふくまれる「死」字はいずれも「死」の形を持っているが、上部欄外に書かれた三つの「死」は、④・⑤・⑥三例共に本文のすぐ上に_{（低い位置）}書かれている。これと同じ形を持ち、同じく本文のすぐ上に書かれた「死」がもう一つある。⑦五〇六頁二行目、「戸主今木直穂年伍拾深歳」云々の上に書かれたものがそれである。おそらくこれも同筆と判断してよかるう。

第二類 本文欄外に書かれた「未」_{（五一〇頁）}、「勘」_{（五一六頁）}、「死」

{（五一一頁二行目・五二二頁）}などの文字である。{（*は『大日本古文書』脱す）}細く小さな文字で多くは欄外の高い位置に書かれている。「死」字は、「死」の形を持つ。一応第一類とは別の一類を立てておいた方がよかるう。

第三類 五三八頁、七・八行間に書かれた「男安万呂年一乙麻呂年一」の十一字_{（文書脱す）}及び五四一頁、四行目の「奴稻敷年廿八・山背忌寸凡海戸来附」の三十三字は共通した筆くせを持つ。他と区別して一類を立てておく必要がある。

第四類 朱筆である。他の諸筆とは区別すべき特色を共通に持つてい

る。上節補訂のところに記した通り、五三一頁一行目・三行目・一三行目の上部欄外にあらわれる「死」字は、異筆第一類墨書の「死」字の上に、第四類朱筆の「死」字が重ね書きされている。このことは、第四類が記入された時点が第一類よりも後であることを物語る。この類に属するものは以上のほか、五一五頁八・九行間に記入された「男男名年一」_{（文書脱す）}五一六頁一行目の「死五年五月十日死」、五一八頁一一行目の「死（本文）天平四年九月廿日」の三例、五三一頁の三例と合せて計六例をあげることができる。なお、本計帳のうち六箇所にみえる朱勾（フ）もまた同じ筆とみとむべきであろう。

以上、四種類の異筆のほか、上方欄外に書かれた墨勾（フ）がある（『大日本古文書』はこれを「了」字に読んでいるが、むしろ勘会の）。この勾にも筆くせがあつて、幾種かに分類することができそうであるが、上記四種類の筆蹟との関連をとらえることは甚だ困難である。ここでは一応、⑧小形・細身の墨勾、⑨大形・太身の墨勾、⑩朱勾の三種類に大別することにする。さらに細かく分類すべきかとも思われるけれども種々な困難が伴うので大まかに分けるに止めたが、⑪・⑫・⑬は何れも相互に異筆であるとみなして略々誤りない。少くとも異った時点に記入されたものであることは疑いない。記入された位置は一例を除き（肩に記入された「婢」字）すべて各戸記載の最初の行即ち「戸主某年何歳云々」とある行の上方欄外、または歴名部分の最初の行即ち「戸主某年何歳云々」とある行の上方欄外にかぎられる。最初の行の上方に勾があれば、歴名部初行の上方には勾がなく、歴名部初行の上方に勾があれば戸記載初行の上方には勾がないのが通例で、吳原忌寸五百足戸の記載に、戸記載初行及び歴名部戸主行両方の上方欄外に勾があるのは唯一の例外である（五〇六頁九行目五〇七頁七行目共に『大日本古文書』脱すまた、断簡になつたため戸の首部または歴名部の首を失つて勾の有無が不明なものを除き、戸の初行または歴名部戸主行には一例のほかすべて勾が記入されている。例外の一例は依当忌寸麻呂の戸であるが、この戸の歴名部初行上方欄外には「未」_{（異筆）}字が記入されていることを見

がすことができない（五一〇頁一三行目、『大』）。これに関連して参考にすべきは秦少廻戸の歴名部初行上方欄外にもやはり「未□」（異筆・細字五一筆ならん『大日』）二字が記入され、この二字の上に太く大きな勾（B類）が重ね書きされていることである。両者を対比して考へるに、依當忌寸麻呂戸の場合の「未」字は、まだ勘会なしに何らかの帳簿上の操作が終つていないことを意味し、秦少廻戸の場合はそれが終わつたことを示していると解するほかない。

さて、上記「未」「未□」等の欄外文字は細身の小さな文字で、墨色は上述④小形・細身の勾と通ずるところがあり、④類の勾と「未」「未□」等の筆者を同一と判定すべきものと考えられる。この判断が誤りでなければ、その上に重ね書された④類は④類よりおくれると思われる。

◎類即ち朱勾は異筆第四類に入るべきものである（上述）。

以上、異筆の書入を筆蹟によって幾つかに分類し、勾もまた三つに分類してみた。相互の前後関係を考えるのは容易でなく、理屈の上では同一筆蹟のものが必ずしも同時に記入されたとは限らないのである。しかし、墨色筆風の似た同一筆蹟が相接近した時点に書かれたと見るのはさして無理な主張とは思わないから、一応同一分類に入った異筆は同一人によつて極めて近い時期に書かれたと考えておく。そうだとすれば、日付の最も新しいものを含む第一類は天平五年六月五日以後に記されたことになり、第一類の上に重ね書きされた第四類はそれよりもちということになる。これらの追記が山背国衙で書かれたこともまた疑うことができない。

次に勾である。勾が本文よりも後に書かれたことは疑問の余地がない。④類に重ね書きされた④類が④よりもものちであることは問題あるまい。そして④類は異筆四類であるから、少なくとも天平五年六月以降、本計帳が山背国衙をはなれる以前であったのである。勾の編年はしたがつて④→④→④の順となろう。

国衙以外のところで記入された文字一たとえば中央で勘会するために書かれたものが本計帳のなかにあるかどうかが疑わしい。勾の一節・「勘」・「未」などの文字が国衙以外の場所で記入された疑いが起らぬでもないが、上記の如く考えてみると、その蓋然性は極めて少ない。

⑤ 秦人広幡石足戸の記載

本計帳の現状が成立するまでの経過を具体例に即して考へるために、秦人広幡石足戸の記載（五一四頁以下）をとりあげ、やや詳しく述べよう。

「帳後新附參入」（五一四頁）の下の割註のうち①「放賤男」四字は本文と墨色を異にし、筆がつづいていない。よくみると「奴」の二字をすりけした上に書かれている。②「男參入」（同頁一）の下の割註のうち「放賤縁子」の五字も之と同様で「放賤」二字は「奴縁」三字をすりけした上に書く。

つぎに③「男御津首持麻呂年參歳 縁子 放賤從良天平四年七月九日」一行二四字（五一五頁）もやはり本文とは墨色が異り、右に記した割註の文字と同じ筆勢を持つていて。しかもこの一行は、用紙の界線上に記され、本文が一度書き上げられたち補入された形跡が明瞭に観取される。

また、「奴持麻呂年式歳」（五一六頁）一行七字はすりけしてあって、その下に「將削」二字があり、この二字もまたすりけされている。

つぎに、別項記載のうち④「奴持麻呂…放賤從良」の一行二三二字（五一六頁）は界線上に細字で記入され、墨色筆勢は上にあげた追筆部分のそれと一致し、ここもまた追記であることを示している。

①・②・③・④四つの追筆は本文と同筆で、同一人があとで書いたものと推定される。

以上記してきた諸微候を素材として考へるに、石足戸記載の最初の体裁は、

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	別項 婢刀美売	從秦人 広幡東人戸 来附
去年帳定良口拾人	戸主秦人広幡石足戸	帳後新附参人 <small>奴一△ 奴二△</small>		(二行省略)		男参人 <small>小字一 緑字一</small> 奴縁一		(二行省略)		姉秦人広幡虫名壳 黒子	
姉秦人広幡足梓	姉秦人広幡虫名壳	妹秦人広幡小虫壳 黒子		(二行省略)		姉大壳年陸拾弐歳		(二行省略)		奴持麻呂年弐歳	
奴持麻呂年弐歳	奴持麻呂年弐歳	(二行省略)		別項 婢刀美売		从秦人 広幡東人戸 来附		(二行省略)		別項 婢刀美売	
別項 婢刀美売	从秦人 広幡東人戸 来附	(二行省略)		(二行省略)		(二行省略)		(二行省略)		(二行省略)	

とあつたのである。おそらく提出された手実によつて書いたであろうが、その手実は右京計帳手実の如く内訳統計部分や別項記載をそなえていたものではなく、むしろ志何郡計帳手実のような歴名部のみから成つていたと考えた方がいいのではないか。「今年計帳定見良賤大小口」とあるべきところに「賤」字を脱するような粗漏さは、奴婢所有者であつた石足のものであるよりも形式的に一定書式にしたがつてまとめてしまつた国衙書記のものであるように思えるからである。

ともあれ、国衙書記によつて最初に書かれた石足戸の記載内容は上記のようなものであつた（第一次）。

ついで七月九日に奴持麻呂の放賤従良の届出がなされたのをうけて、(9)の下に「将削」の二字が記入された（第二次）。

つぎに(3)「奴一」・(4)「奴縁一」・(9)「奴持麻呂年弐歳」がすり消さ

れ、すりけしのあとに(3)「放賤男一」・(4)「放賤縁子一」・(6)(7)の間に「男御津首持麻呂：天平四年七月九日」の一行および(10)と次行「戸主錦部直五（六頁）との行間、界線上に「奴持麻呂：上件奴天平四年七月九日放賤（二行目）」とある。第一次記載の筆勢・筆風は、石足戸の次に登載された戸主錦部直祢麻呂戸のそれに接続するばかりでなく、ほぼ本計帳全体を通ずる筆風の基調にそつたものである。この第一次記載筆風によつて書かれた日付の最後は天平四年六月二日（参照）である。

以上の諸事実を勘案して、私は本計帳の第一次記載が書きあげられた時期を、天平四年六月一日以後、同年七月九日以前、約一ヶ月の間にあると断定しようと思う。あたかも戸令造計帳条に「毎年六月卅日以前、京国官司、責所部手実」とあるのとよく符合するのは興味深い。

つぎに加えられたのが戸主行欄外（五行目）に記入された勾（異筆）である。上記分類にしたがえば(B)類墨勾である。手実とつきあわせ、記載の不備を点検し、或は大帳（国帳ないし國總目録帳）諸種の枝文・諸公文作成のため国衙で計帳に勾を加える必要は多かつた筈である。ともあれこれは、何等かの点検を加えるために国衙で加えられた勾であろう（第四次）。

ついで翌天平五年度にまた記入が行なわれた。それは(5)「弟秦人広幡足梓：」の「子」字の右下に書かれた「男男名年一」五字、(8)「婢大壳：」の「婢」字上方に書かれた「死」一字、「婢」字の肩に附された勾（3）「弐歳」の下方に記入された「死、五年五月十日死」八字がそれである。いずれも朱書・異筆で、上記異筆分類にしたがえば異筆第四類である。上述した通り、異筆第四類は天平五年六月五日の日付を含む異筆第一類よりものちのもので、おそらく本計帳にあらわれる。異筆記入中前後関係を推定し得るものの中最も新らしい筆である（第五次）。

第Ⅱ表
〔続々修35帙第五卷紙背文書の構成〕

続々修35/5 の紙番号	「大日本古文書」所収 箇	紙 背 文 書
(1) 1—2	290(II)—291(終)	下総・大嶋郷戸籍
(2) 3—12	270(3)—290(断簡終)	
(3) 13—14	267(3)—270(2)	
(4) 15	254(3)—255(3)	
(5) 16	602(8)—602(12)	出雲計会帳
(6) 17—21	258(2)—266(2)	下総・大嶋郷戸籍
(7) ㉚	542(5)—543(6)	山背・愛宕郡計帳(H)
(8) 23	257(5)—257(12)	下総・大嶋郷戸籍
(9) 24—25	603所収断簡	出雲・計会帳
(10) 26	257(1)—257(3)	下総・大嶋郷戸籍
(11) 27—28	255(4)—256(終)	
(12) ㉚	541(5)—542(4)	山背・愛宕郡計帳(G)
(13) 30—31	601(12)—602(6)	出雲・計会帳
(14) 32	白 紙	(文字ナシ)
(15) 33	[二]468	天平17.10.18皇后宮職解
(16) 34	266(3)—267(2)	下総・大嶋郷戸籍
(17) 35	604(1)—604(2)	出雲・計会帳
(18) 36—38	白・色紙	(文字ナシ)
(19) 39	[二]478	天平17.10.21民部省解
(20) 40—42	白・色紙	(文字ナシ)
(21) 43	[二]471	天平17.10.20雅楽寮解
(22) 44—46	色 紙	(文字ナシ)
(23) 47	[二]475	天平17.10.21喪儀司解
(24) 48	色 紙	(文字ナシ)

[二]：「大日本古文書」卷二（ナイモノハスペテ卷一）

(II)：第二断簡

(数字)：カッコ内数字は行数

石足戸の記載は、上記五つの段階を経て現状に到達した。之を要約すれば、(1)手実の提出

手実により第一次記載を書く(天平四年六月二日より同七月九日の間)

奴持麻呂放賤從良の届出あり。天平四年七月九日、国衙これを確

認、第一次記載にのせられた持麻呂項を擦削することとし、「將削」二字を記入(第二次)。

持麻呂関係の記載を訂正・補入す。一部をすり消し、一部は行間

に記入(第三次)。

勾を加える。点検・勘会(第四次)。

約一年間、山背国衙に保管

(b) 天平五年五月十日婢大売死す。死亡届によつて、天平五年六月五日以後、朱書にてその由を記入し、婢の肩に朱勾を附す(第五次)。という順序となる。

(c) 写終所における本計帳の利用

本計帳の紙背は大部分が天平十八年以降の日付を持つ写經所関係文書である。おそらく天平十八年までには東大寺写經所に放出されて故紙となっていたことは疑ない。

では写經所がこの計帳を故紙として受けとったのはいつごろであったろうか。それを考へるために一つの素材を提供するのはG・H断簡の收められた続々修第三十五帙第五卷の構成であろう。同巻は合計四八紙から成り、「常疏紙充」とある題籤をもつ一巻で「常疏所經師等充紙帳」

とでも呼ぶべき長大な帳簿である。編纂もれになつたためか『大日本古文書』に載っていないので簡単に紹介しておこう(正倉院戸籍調査概報統九一三所)。この充紙帳の用紙の大部分を占めるのは下総国葛飾郡大嶋郷戸籍であるが、このほかにも本計帳の二断簡をはじめ、数多くの多彩な公文類が連貼されている(第II表)。即ち、H断簡の両隣は下総戸籍であり、G断簡の前隣は同じく下総戸籍、後隣は出雲計会帳で紙背の充紙帳記載は連続している。

充紙帳は経師等の名を列挙し、その下に支給した用紙の種類・枚数、支給年月日、使用目的(写経名等)などを、日を追って書きついだ、名寄・編年形式の文書である。年月日は天平十六年のはじめから同十九年にわたっているが、必要に応じて貼りつがれて行つた形蹟が諸所に見出される。その一例は上表(4)欄の終わりの部分即ち、一連の下総戸籍が終わつたところに「常疏充紙帳」と戸籍面(紙面右端部)に大書されたところに見出される。この継目(4)・(5)の間、即ち原本第十五紙と第十六紙の接合部)で充紙帳を切り離せば、右の文字は、第十五紙以前の紙を貼りついだ巻物形式帳簿の表題となる。当然のことであるが、この巻物は首部に軸を置いて左巻きに巻き込んで行つた(今日の一般の巻物とは逆の巻き方)筈である。或る時期に(5)以下が貼りつがれた動かぬ証拠といえるであろう。この種の充紙帳は、最初或る程度長尺の巻紙を用意し、そのなかに一定の間隔(一般的に二三名程度)をおいて経師の名を書きつらね、その下の余白に所要事項をその都度書き込んで行つたものらしい。追加記入文字は時と共に増加し、やがて余白がなくなつてしまふと(即ち次の経師の記載部分に達してしまうと)、そこで巻を切断し、別の紙を挿入、貼り込んで再びもとの巻物の形にもどしたものと思われるのである。諸種の公文の断片が入り乱れて貼りつがれ一巻を構成する本充紙帳のような形態は、以上の如くして形成されたものと推測される。

G・H両断簡とともに裏面の充紙帳の記載をみると、前紙から続く追加記載がその紙の余白をうめつくしたところに貼り込まれている。したが

つて、断簡が挿入貼附された時期は、それぞれの断簡(あらたに挿入された紙)の紙背にあらわれる充紙記事のうち、日付の最も早いものが一つの目安となろう。とすればG断簡記載の最初の日付は天平十七年三月八日であり、H断簡のそれは天平十七年三月二十一日である。

以上のはか、本計帳の紙背文書の日付は次表に示す通りである。

断 簧	日	付	文 書 名			古文書所 所収箇所
			A (B ₁)・C	D (B ₂)・E	F	
	天平十八年五月十七日		写經疏校帳			九一202
	天平十八年正月廿四日		後写一切経紙納帳			九一8
	天平十八年以降		経師充筆墨帳			九一52
	天平十八年五月十七日(天平十八年五月廿五日)		写疏充装潢帳			九一56
I	天平十八年二月十二日		写常疏料紙納并充装潢帳			九一258
						九一69

〔1〕(B)断簡の紙背文字はD断簡に接続すると思われるが『大日本古文書』これの脱す。小断片のためか。

〔2〕もとE断簡に連貼されていた(上述)山背(隼人)計帳第一断簡(統修一三、六四五頁八行目)の紙背はD・E断簡のそれと一連の天平十八年以降、経師充筆墨帳(『大日本古文書』)。因みに、同じく山背(隼人)計帳の他の二断簡の紙背は(1)(P.641 6.12～P.646 6.3の背)天平十八年二月廿三日始、仁王経料黄紙納并校帳(九一七二)(2)(P.648 6.9～P.651 6.8の背)天平十八年三月十四日写経所解案(九一三四所取)。

以上、かなり細密に検討してみた結果、本計帳の紙背の日付は天平十七年三月八日のものが最も早く、大部分は天平十八年のものであることが明かとなつた。すなわち現存史料によつて考察するかぎり、本計帳が写経所において故紙として使用されたのは、天平十七年三月以降であるということになる。

写経所で故紙として利用された多くの公文は、天平十五年頃以降民部

省から放出されたものと考えられているが（岸後男「籍帳備考一題」、以上の考察はこれを確認すると同時に、本計帳が民部から放出された下限を天平十七年三月と推定することができたことになる。）

④ 本計帳の京進——むすび——

天平四年六月に一応書きあげられたのち、数次の補訂が加えられ、天平五年七月まで山背国衙に保管され、そこで最終的な追記が加えられた本計帳は、四年度・五年度の大帳作成に利用されたであろうし、五年度の造籍にも参照することができたであろう。数多く見られる勾はかのような際に附せられたかも知れない。その後本計帳は天平十七年三月までに故紙となつて東大寺写經所に入り、その事務用文書を書くのに利用された。五年から十七年にいたる十二年間の空白を具体的に論証し記述する用意ができないので、一応通説にしたがつて、五年に京進され、民部省に保管され、そこから写經所に放出されたであろうと記すにとどめる。

空白十二年のうちの半ばは延喜主計式に定める大帳の保存期間（六年間）によつてうめることができるかもしない。その後ひきつき何年間か、民部省に保管され、にわかに放出されたのはなぜかということはたしかに問題である。天年十二年以後の政治状勢や写經事業の展開が深いかかわりを持っているであろうことは疑いなかろう。しかし、それよりもここで考えてみたいのは、天平四年度には京進されなかつた本計帳が、五年度にいたつてなぜ京進されたかということである。本計帳は天平四年計帳として第一次的に作成され、各戸の首部に置かれた統計的記述は四年度のものと一致し、五年度に入つてからの異動は各戸の統計部分にあらわれない。四年度中であれば中央政府にとつても何らかの参考資料として利用できたであろうが、五年度になつてからでは利用者にとっては不便で極めて不完全な帳簿となつた筈である。鎌田氏は上掲論文の中で「大帳」または「計帳」は「歴名帳」と「目録帳」とを併せた総称であり、養老元年以降、「目録帳」・「歴名帳」の二つがセットとして

京進されるようになつたと主張し、目録帳を大帳と解し歴名帳を計帳と考へる通説を批判された。延喜式などにも「大帳」と「計帳」とを区別して扱つたものが見出されるので、両者を同一内容とする見解はたやすく支持できないが名称の問題はおくことにしよう。^{〔補註〕} 目録帳と歴名帳とは不可分のものとして毎年必ず京進されたと主張される論拠は、つきつめてみると正倉院文書中に現存する歴名帳の多くは京進されたと考へるべき根拠があるということに帰着する。要するに京進されたものがあるからすべてが京進されたという論理になる。天年五年度における本計帳の京進は造籍に関係があらうといっておられながら四年度に京進されなかつた理由は十分に説明されていないのである。これに対し、現存正倉院計帳の年次を逐一検討した上で、造籍年における歴名帳京進の原則を主張されたのは福岡猛志氏である（『山背國計帳の「逃」註記と計帳の始期』）。たしかに戸令造計帳条を条文に忠実に読むかぎり、毎年歴名帳を京進せよとはどこにも規定されていない。中央政府にとつてもそれは必要でなかつた筈である。また鎌田氏が挙証に用いられた養老元年の格をみても、「歴名帳」と「目録帳」とを併せ京進せよという文言は見出し難い。福岡提言はこの意味で一つの光明を投ずるものといつてよかろう。しかし、福岡説にも弱点はある。神龜三年計帳を造籍年にむすびつける説明はいささか苦しく、いわゆる隼人計帳と籍年との関係については説明を放棄されたようである。^{〔補註〕}

私はここで第三の説を提案することはできないが、最後に思いついたことを記しておこう。その一つは、天平四年には本計帳の写し（淨書本）が京進されたかもしれないということである。計帳が少くとも一部造られた可能性があるからである（『戸令造計帳条集解古記・朱説』岸後）。その二つは、本稿で「山背（隼）計帳」と記してきたいわゆる隼人計帳は、また「山背國綏喜郡大住郷計帳」とも呼ばれているが、私は「いわゆる」をとつた「隼人計帳」である可能性は十分にあり得ると思うということである。少くもその可能性を追求してみる必要があると私は考へてい

〔補註〕既に紙幅もなくなつたので、このことについては別の機会を得たいと思う。その三は、はたして天平五年度に本計帳が計帳としての本来の行政目的を以て京進されたのかどうか、もう一度考えてみる必要がありはしないかということである。

〔昭和四十八年十月〕

〔付記〕本計帳の調査は去る昭和三十五年秋、東洋文化研究所の池田温氏と共同で行なつたものであり、同氏の調査結果と私の調査結果とをあわせ私の責任で本稿の前半を作成し、後半はそれにもとづいて私がしたるものである。成稿後、青木和夫氏の意見を求め一部修正を加えたのが旧稿である。今回それを全面的に再検討し、書きあらためた。多くの方々との共同研究の成果であることはいうまでもないが、すべての責任は筆者にある。かつての研究グループの代表者竹内理三氏・共同に本計帳の調査にあたられた池田温氏をはじめ、研究グループ各位の了承のもとにこれを発表するものである。

補註一　たとえば、延喜左京職式に「凡責計帳手実者　：起六月一日、尽九月三十日責認、大帳十月三十日以前進之、…」とあるなど参照。ここでは計帳（手実）と大帳とをはつきり書きわけている。計帳は令条本文に根拠を持つ公文の名称であるが、大帳は令条に明文がない。私は古記・积等にいわゆる「国帳」ないし「目録」を大帳にあてる通説にしたがつて大過あるまいと思う。

補註二　正倉院に残る諸国計帳の残存状況がそのまま、「計帳毎年京進の原則が成立していた」との根拠とはならないであろう、というのが私の言いたいところである。少なくとも、福岡氏の提案された問題をも含めて、計帳毎年京進の原則を再検討することは、今後の課題となる。

補註三　この計帳を構成する人々の大部が隼人姓を負い、なかんずく、「大隼人」「阿多君」など、天武紀以来隼人に関連してあらわれ、延喜隼人司式にも「大衣」としてのせられた人名も交る。さらに「大住忌寸」「隼人国公」などの姓を負う者も交る。この集団を隼人集落とみなすのに何のさまたげもない。調銭のことが記載されているから、五畿内の中であることは疑いない。夙に『古事

記伝』が隼人集落の存在を指摘した山城国綾喜郡大住郷にこの計帳を擬する考えも早くからあつたわけである。ただ現存文書の記載のなかに隼人司との関係を直接記した文字が見当らぬため、特殊な計帳ではないという考え方も成り立つ。しかし隼人は良民であつて、その計帳作成も国衙が行なつたのである。様式も作成手続も一般計帳と大差なかつたと思われる。この点作成手続の違つた陵戸計帳などとは別だと私は考える。若し然りとすれば、延喜隼人司式に「凡隼人計帳者、五畿内并近江・丹波・紀伊等国、毎年一通附大帳使進官…」なる一条があるて、毎年進官の法的根拠を持っている。もつともこの式条と同じ趣旨の原則が天平期までさかのぼるかどうかは別問題だが。なお井上辰雄『正税帳の研究』第三章参考。

正倉院文書「写千巻経所食物用帳」について

皆川完一

京都の小川広巳氏の所蔵文書を調査させて頂いたとき（本誌九四頁採訪調査報告参照、「古筆一軸」と書かれた箱の中の古文書一巻をひろげて行くと、正倉院文書の断簡一点が出て来た。小川家には『大日本古文書』などすでに学界に紹介され、重要文化財にも指定されている正倉院文書が三点あるが、これは全く未紹介の断簡である。早速撮影して、翌日から始った正倉院文書の原本調査の際に調べてみたところ、これは「写千巻経所食物用帳」とよばれる一連の文書の一部であることがわかった。

この文書は『大日本古文書』ではばらばらの断簡のまま数箇所に分載されているが、今回新たな断簡が発見されたのを機に、その全体を復原し、『天日本古文書』の誤りを訂正しておきたいと思う。

写千巻経所は造東大寺司内の写経所で、金剛般若經一千巻を写していところである。写経所の名は奉写千巻経所とも東寺写経所とも文書に出て来るが、光明皇后の皇后宮職内の写経所から発展したもので、造東大寺司に属していた。この写経所は、写す仕事によつていろいろによばれ、一定の名称がなかつたが、一般的な名称をつけるとすれば、東大寺写経所とよぶのが適當であろう。正倉院文書はこの東大寺写経所の文書を根幹とした文書群なのである。

さてこの金剛般若經一千巻の写経は、天平宝字二年六月十六日の坤宮官少疏從六位上高丘連比良麻呂の宣によつて始められたもので（『大日本古文書』四ノ三二、十四ノ四五頁）、「御願金剛般若經一千巻」（十三ノ三三四、三三五）とか、「御願千巻金剛般若經」（十三ノ二四五）とよばれた。六月二十一日には造東大寺司より紫微中台に対し、その費用十八貫九十二文が請求されている（十三ノ二四一、二四二）。これは筆・墨・生菜・扉・薪・炭などを購入するための代金であるが、六月二十三日に黄蘖と橡汁を紙を染

めるために請求した文書もあり（十三ノ二四二）、現物で写経所に支給されるものも多かったのである。

六月二十一日に始まる「錢并紙衣等納帳」（十三ノ二四三～二五二）、「食料雜物納帳」（十三ノ二五四～二五七）は、写経所に送られて來た錢や物資を検納のたびごとに記録した帳簿で、料紙だけの納帳も残っている（十三ノ三三三～三三四）。これらの支出を記録したものが「錢并衣紙等下充帳」（十三ノ二五七～二八四）で、食料の使用について記したものが、これから断簡を整理して復原しようとする「写千巻経所食物用帳」なのである。この食物用帳は毎日の食料の品目と数量の明細を記したものであるが、これを毎月まとめて、その月に写経所に出席した者の延人數 錢と食料の使用量を記した「月々用帳」（十三ノ三三七～三五三）もある。

なおこの外に六月十九日に始まる「筆墨直充帳」（十三ノ二三八～二四〇）、二十二日から始まる「紙充帳」（十三ノ三二八～三三二）、「書上帳」（十三ノ四六三～四六九）、「作充帳」（十三ノ三五三～三五六）が残つており、これらによつて筆墨の代金や料紙の配給状態、経師の写経巻数、装潢の出来高をそれぞれ知ることができる。最後にこの写経のしめくくりとして経師らに支払う布施を請求した文書が、九月五日の東寺写経所解（四ノ三〇一～三一、十四ノ二八～四五）で、この時までに三ヶ月を要して一千巻の写経が完了したのである。ただ錢并衣紙等下充帳にはその後も綺や軸が出ているから、巻子に仕立てる仕事は少し残つたのであろう。しかし食物用帳は六月二十二日にはじまり、九月二日で記載が終つてゐるから、この期間が金剛般若經一千巻の写経期間と考えられてゐるのであろう。

以上概観したように、この写経については関係帳簿がよく残つており、当然當時あつて今日伝わらないものは経師らの手実ぐらいのもので